

# 大 分 県 環 境 配 慮 推 進 要 綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県が実施主体となる開発事業等について、自主的な環境配慮を行うために必要な手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境配慮 開発事業等の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償することその他の環境の保全を図ることをいう。
- (2) 対象事業等 法令等において環境影響評価その他これに類する措置（以下「環境影響評価」という。）を講ずることとされている開発事業等で別表第1に掲げるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業及び第48条第1項の対象港湾計画並びに大分県環境影響評価条例（平成11年大分県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する対象事業、第38条第1項の規定による申出を行った事業及び第45条第1項の対象港湾計画を除く。以下「第1対象事業」という。）及び別表第2に掲げるもの（以下「第2対象事業」という。）をいう。

## (環境配慮調書の作成)

第3条 対象事業を実施しようとする部局の長（以下「公共事業部局の長」という。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した環境配慮調書（第1号様式）を別に定める環境配慮技術指針（以下「環境配慮技術指針」という。）に基づいて作成し、生活環境部長に報告するものとする。

- (1) 対象事業の名称、目的及び内容
- (2) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- (3) 対象事業が実施されるべき区域の選定事由
- (4) 対象事業に対する環境配慮の内容

2 前項の場合において、当該対象事業が第1対象事業であるときは、公共事業部局の長は、当該第1対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載した環境影響評価実施計画書を添付するものとする。ただし、当該対象事業が、別表1の4の項に掲げる事業等である場合は、環境影響評価実施計画書のみにより報告するものとする。

3 公共事業部局の長は、第1項の規定により環境配慮調書を作成したときは、第1対象事業にあつては環境影響評価を行おうとするときに、第2対象事業にあつては別表第3に掲げる時期までに、当該環境配慮調書により生活環境部長に報告するも

のとする。

(環境配慮調書等に対する生活環境部長の意見)

第4条 生活環境部長は、必要があると認めるときは、前条第1項の報告を受けた日から30日以内に、公共事業部局の長に対し、環境配慮調書について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

2 前項の場合において、当該対象事業が第1対象事業であるときは、生活環境部長は、併せて環境影響評価実施計画書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

3 生活環境部長は、前2項に規定する意見を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、学識経験のある者の意見を聴くことができる。

(環境配慮の措置の決定等)

第5条 公共事業部局の長は、前条第1項に規定する意見が述べられた場合は、これを勘案し、環境配慮の措置を決定するとともに、当該措置を環境配慮措置報告書(第2号様式)により生活環境部長に報告するものとする。ただし、環境配慮の措置の全部又は一部が対象事業の特性等により将来決定する場合にあっては、この限りではない。

2 前項本文の場合において、当該対象事業が第1対象事業であるときは、公共事業部局の長は、前条第2項に規定する意見を勘案し、第1対象事業に係る環境影響評価を行うものとする。

(調査結果の報告等)

第6条 第4条第1項に規定する意見に、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の環境の現況を把握するための調査が必要である旨の意見が含まれるときは、公共事業部局の長は、当該意見を尊重し調査を実施のうえ、当該調査の結果について環境調査結果報告書(第3号様式)により生活環境部長に報告するものとする。

2 生活環境部長は、必要があると認めるときは、前項の報告を受けた日から30日以内に、公共事業部局の長に対し、環境調査結果報告書について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

3 生活環境部長は、前項に規定する意見を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、学識経験のある者の意見を聴くことができる。

4 公共事業部局の長は、第2項の意見が述べられたときは、当該意見を勘案し、環境配慮の措置を決定するとともに、当該措置を環境配慮措置追加報告書(第4号様式)により生活環境部長に報告するものとする。

(環境影響評価書の提出)

第7条 公共事業部局の長は、第5条第2項の規定により第1対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書を作

成し、生活環境部長に報告するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (3) 環境影響評価のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった事項に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置（以下「事後調査」という。）

ニ 第1対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (4) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地）

（環境影響評価書に対する生活環境部長の意見）

第8条 生活環境部長は、必要があると認めるときは、前条の環境影響評価書の報告を受けた日から45日以内に、公共事業部局の長に対し、環境影響評価書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

2 生活環境部長は、前項に規定する意見を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、学識経験のある者の意見を聴くことができる。

（環境配慮の実施）

第9条 公共事業部局の長は、第1対象事業にあっては、第7条第1項に規定する環境影響評価書に記載したところ及び前条に規定する意見があった場合は当該意見に基づき、第2対象事業にあっては、第5条第1項に規定する環境配慮措置報告書に記載したところに基づき、それぞれ事業を実施するものとする。

（事後調査の実施等）

第10条 公共事業部局の長は、第1対象事業に係る事後調査を実施したときは、事後調査結果報告書（第5号様式）により生活環境部長に報告するものとする。

（対象事業の内容の変更等）

第11条 公共事業部局の長は、工事の着手を行うまでの間に対象事業の内容を変更しようとするときは、改めて第3条から第8条までに掲げる手続の全部又は一部を行うものとする。ただし、当該変更が事業規模の縮小、軽微な変更等である場合は、この限りではない。

(対象事業以外の開発事業等の実施に当たっての環境配慮)

第12条 公共事業部局の長は、対象事業以外の開発事業等の実施に当たっても、環境配慮技術指針に定める環境配慮事項に沿って、率先して環境配慮に努めるものとする。

(適用除外)

第13条 この要綱の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同条第3号に規定する事業については、適用しない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に別表第3に掲げる時期を経過している対象事業については、この要綱の規定は適用しない。

附 則（令和6年3月18日）

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1対象事業

事業等の種類	事業等の内容及び規模
1 埋立又は干拓	<p>イ 公有水面の埋立て又は干拓の事業で、埋立て又は干拓の面積が1ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ イに掲げる事業のうち公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により出願事項の変更の許可を要するもので「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」の内容に変更が生じるもの</p>
2 農村地域工業導入計画	<p>農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項の規定による農村地域工業導入に関する実施計画で次に掲げる要件のいずれかに該当するものの決定</p> <p>イ 工業導入地区の面積が20ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 導入業種及び地域の特性等からみて環境保全上特別の配慮を要する場合で必要なとき</p>
3 産業廃棄物処理施設の建設	すべてのもの
4 港湾計画	港湾計画の「新規計画」又は「改訂計画」

別表第2（第2条関係）

第2対象事業

事業等の種類	事業等の内容及び規模
1 道路の建設	国道（県事業）、県道、農道及び林道の新設又は改築 イ 新設 車道の幅員が4メートル以上で、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの ロ 改築 車道の幅員が4メートル以上で、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車道の幅員を4メートル以上に付加する拡幅で、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの
2 海岸の整備事業	整備又は改修する海岸線の延長が500メートル以上のもの（公有水面の埋立て又は干拓及び海岸堤防の内側の法面保護工を除く。）
3 ダム又は堰の建設	河川に係るダム又は堰の新築又は改築（河川法第16条の2第1項の河川整備計画に係るものを除く。） イ 新築 湛水面積が1ヘクタール以上のもの ロ 改築 増加する湛水面積が1ヘクタール以上のもの
4 住宅団地造成事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
5 市街地再開発事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
6 土地区画整理事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
7 流通業務団地造成事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
8 工業団地造成事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの（別表第1の2の項に掲げるものを除く。）
9 農用地の造成事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの（農地を新たに造成する場合に限り、圃場整備等の区画整理を除く。）
10 運動・レクリエーション施設用地造成事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
11 用地の造成事業	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
12 大学、研究施設の建設	施設の1棟当たりの延べ床面積が5,000平方メートル以上のもの
13 建築物の建設	施設の1棟当たりの延べ床面積が5,000平方メートル以上のもの
14 その他公共事業部局の長が必要と認める事業	

別表第3（第3条関係）

事業等の種類	時 期	
	用地の選定を伴うもの	用地の選定を伴わないもの
1 道路の建設	路線を決定する前（保安林管理道にあつては、概略設計の事前調整、連続立体交差事業にあつては概略設計を行う前）	構造を決定する前（連続立体交差事業にあつては、概略設計の調整を行う前）
2 海岸の整備事業	位置、区域を決定する前	基本設計又は基本計画を策定する前
3 ダム又は堰の建設	位置、区域を決定する前	ダムにあつては、全体計画を策定する前
4 住宅団地造成事業	位置、区域を決定する前	基本計画を決定する前
5 市街地再開発事業	—	都市再開発方針の策定の前
6 土地区画整理事業	—	事業計画を策定する前
7 流通業務団地造成事業	位置、区域を決定する前	基本方針を策定する前
8 工業団地造成事業	位置、区域を決定する前	基本計画を決定する前
9 農用地の造成事業	位置、区域を決定する前	整備計画を決定する前
10 運動・レクリエーション施設用地造成事業	位置、区域を決定する前	基本計画を決定する前
11 用地の造成事業	位置、区域を決定する前	—
12 大学、研究施設の建設	位置、区域を決定する前	基本設計を決定する前
13 建築物の建設	位置、区域を決定する前	基本設計を決定する前
14 その他公共事業部局の長が必要と認める事業	個別に協議	個別に協議

第1号様式（第3条関係）

環 境 配 慮 調 書

第 号  
年 月 日

生活環境部長 殿

部（局）長

大分県環境配慮推進要綱第3条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
対象事業が実施されるべき 区域及びその周囲の概況	
対象事業が実施されるべき 区域の選定事由	
対 象 事 業 に 対 す る 環 境 配 慮 の 内 容	
連 絡 先	課(室) 班 担当者氏名 内線

環境配慮措置報告書

第 号  
年 月 日

生活環境部長 殿

部（局）長

大分県環境配慮推進要綱第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称	
環境配慮の措置の内容	
連絡先	課(室) 班 担当者氏名 内線

環境調査結果報告書

第 号  
年 月 日

生活環境部長 殿

部（局）長

大分県環境配慮推進要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称

環境調査の結果

連絡先

課(室) 班  
担当者氏名 内線

環境配慮措置追加報告書

第 号  
年 月 日

生活環境部長 殿

部（局）長

大分県環境配慮推進要綱第6条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称

追加した環境配慮の  
措置の内容

連絡先

担当者氏名  
課(室) 班  
内線

環境配慮措置報告書

第 号  
年 月 日

生活環境部長 殿

部（局）長

大分県環境配慮推進要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称

事後調査の結果

連絡先

課(室) 班  
担当者氏名 内線